

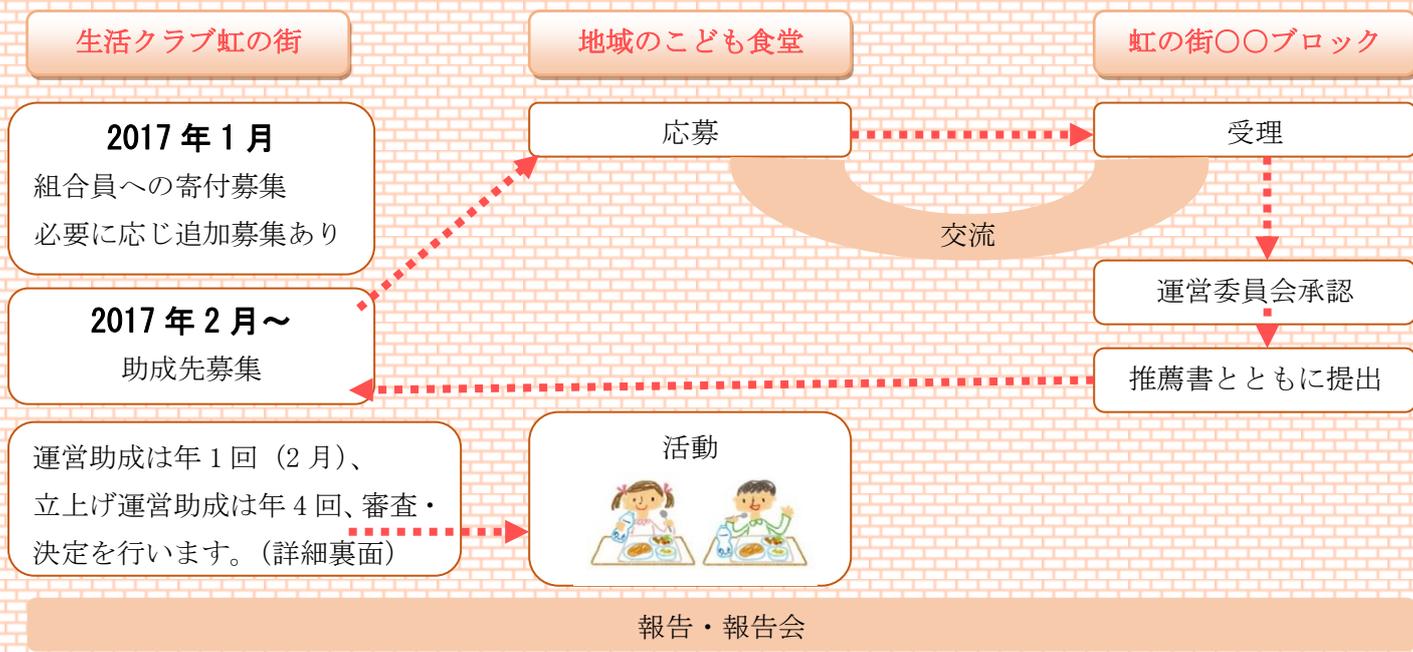
こども食堂基金 助成団体募集

組合員からの寄付を
こども食堂に届けます

2017年2月～12月受付用

生活クラブ虹の街では、地域のこども食堂の運営支援をすすめています。
こども食堂は、こどもがひとりでも行くことができる食堂。
おおいでであたたかい食事を囲むことで、地域のみなさんと顔見知りになり、
ちょっとしたことを相談できる、そんな場を地域にたくさん作りたと思っています。

こども食堂を始めよう、長く続けようと活動しているみなさんへ、
思いを寄せていただいた組合員からの寄付を、地域のこども食堂に届けます。



これは組合員の寄付による活動助成です。裏面の募集要項の条件等をよく確認の上応募ください。
問合せや、募集要項の取り寄せについては、該当するブロックまたは以下までご連絡ください。

問合せ先：生活クラブ虹の街 福祉・たすけあい事業部 電話043-278-7768

生活クラブ虹の街 こども食堂基金 応募要項 (2017年3～12月決定分)

◆ 助成の目的

こども食堂基金は、地域のこども食堂を応援したいという生活クラブ組合員からの寄付を、生活クラブ虹の街が預かり、こども食堂運営団体に助成するものです。この助成を通じて、おおぜいの支援の力でこども食堂が運営され、子どものみならず多世代による交流が生まれ、支え合う関係性が地域に根ざすことを目的としています。

◆ 対象となる活動と助成金額

- ① こども食堂の立上げと運営
1団体・個人あたり上限10万円
- ② こども食堂の運営
1団体・個人あたり上限5万円

助成総額は、組合員の寄付総額により変動します。

◆ 受付〆切と決定時期、助成活動実施期間

末尾の表を参照してください。

◆ 対象団体

次のすべてに該当すること

- ① 千葉県内で活動する、または活動を予定するこども食堂運営団体・個人
- ② 申請した事業を適切に実施できる団体・個人
- ③ 活動場所を担当する生活クラブ虹の街のブロックと交流を持つ意思があること。
- ④ 以下のいずれにも該当しないこと
 - 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
 - 暴力団等、その他法令、公序良俗等に違反する団体・個人

◆ 助成対象経費

申請した事業実施に係る次の費目

- 食材・道具等の購入、施設整備・維持費等
※人件費には活用できない

◆ 助成申請方法

- ① 所定の申請書に記入の上、〆切までに活動場所に該当するブロックに提出して下さい。
- ② 提出後、受け取ったブロックから改めてご連絡させていただきます。

その後ブロックが推薦書を作成し、ブロック運営委員会

での承認を経て、申請書に推薦書を添えて、窓口である福祉・たすけあい事業部に提出します。

※ブロック、提出先がわからない場合は、末尾の問い合わせ先にご連絡ください。

◆ 審査について

- ① 審査 生活クラブ虹の街福祉委員会
- ② 決定 生活クラブ虹の街理事会
- ③ 選考基準
 - こどもの貧困や孤立といった地域の状況をふまえ、改善にむけて地域に貢献しようとする意思を持っていること。
 - 活動計画にそった運営を行う体制が整っていること。
 - 活動目的を共有する担い手を広げていく意思があること。

◆ 助成決定後について

- 理事会決定後助成の可否についてご連絡します（郵送）。
- 助成が決まった団体・個人は、助成承諾書を返送ください。
- 助成金は決定の翌月中に振込みを行います。
- 助成金を活用した活動報告書を、助成活動終了後1ヶ月以内に提出してください。
- 交流や、寄付者への報告を目的に、活動の場へ訪問をすることがあります（あらかじめご相談します）。
- 助成決定後、やむを得ない理由で活動内容を変更し、助成金を活用できなくなった場合は下記までご連絡ください。
- 助成金を申請書記載以外の用途に使用した場合や、申請内容に著しく齟齬がある場合は、助成金を返還していただく場合があります。
- こども食堂の活動や、助成内容について、生活クラブ虹の街の機関紙や、ウェブサイトに掲載することがあります。

【お問い合わせ先】 福祉・たすけあい事業部
〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12
TEL:043-278-7768、FAX:043-279-7490

種別	回数	〆切	決定	助成活動期間
①立上げ と運営	第1回	2月20日(月)	3月21日(火)	2017年4月～2018年3月
	第2回	5月22日(月)	6月27日(火)	2017年7月～2018年6月
	第3回	8月21日(月)	9月26日(火)	2017年10月～2018年9月
	第4回	11月13日(月)	12月19日(火)	2018年1月～2018年12月
②運営	第1回	2月20日(月)	3月21日(火)	2017年4月～2018年3月

※早期に寄付金の残金がなくなった場合、その後の申請ができない場合があります。